

(1) 第2次総合計画総合計画の現況と課題に対する施策の方向性について

①資料の見方

今回の協議は体系図の施策、27項目のうち15項目（次ページ赤字ゴシック部分）の『施策の方向性（解決するための事業）』を協議します。

現況と課題は「○～～」の部分です。前々回の協議と各課ヒアリングを基に作成しています。

現況と課題に対する『施策の方向性』は「●～～」の部分です。あまり細かい事業までは記載しませんが、今後3年間の進むべき方向性を示すものです。

各項目ごとに簡単に説明を行い、個別に協議を行っていきます。

第2次総合計画体系図

柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つ**ふるさと**づくり

- (1) 地域資源に対する誇りとこだわりの醸成
- (2) 郷土愛とおもてなしの心の醸成
- (3) 文化芸術に触れる機会の創造
- (4) 人権が尊重される社会の形成

若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じる**ひと**づくり

- (5) 遊んで学べる子育て応援
- (6) 結婚・出産応援
- (7) 手ごろな住まい応援
- (8) 就業や女性の再就職応援

水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつける**まち**づくり

- (9) 「住みたい柳川」転入者支援
- (10) 水郷情緒が楽しめるこだわりの空間づくり
- (11) 誇りとこだわりのある柳川暮らしの情報発信
- (12) 掘割を活かしたこだわりのライフイベントの実施による市民満足度の向上
- (13) 魅力ある新たな市街地の形成
- (14) 健康寿命の延伸とだれもが安心して暮らせる福祉体制の充実
- (15) 広域連携によるまちづくり
- (16) 快適な暮らしが出来る生活基盤の整備
- (17) 安全、安心のまちづくり

柳川の地域資源や産物を誇れる**しごと**づくり

- (18) 柳川に適した企業誘致と地場企業のビジネスチャンスの拡大支援
- (19) 魅力ある店舗開業、起業支援による商業の活性化
- (20) 強いブランド力に支えられた観光業による稼ぐ力の向上
- (21) ブランド確立による稼ぐ農漁業への転換
- (22) 産業の後継者づくり
- (23) 大学・地元高校等との連携
- (24) 柳川の特長を活かした舞台の整備

計画を進めるにあたって

- (25) 住民とともに進めるまちづくり
- (26) 持続可能な財政基盤の確立
- (27) 組織機構改革

(1) 地域資源に対する誇りとこだわりの醸成

○人口の流動化、核家族化、少子化等の変化を受けて、地域との関係を作らない人や自治会等自治組織への未加入世帯が年々増え、自治会等自治組織への加入率は平成 22 年度の 95.8%から平成 27 年度は 93.8%へ減少しました。

○一方で、余暇時間の増大などに伴い、さまざまな活動を通して地域社会を取り巻く多くの課題に取り組んでいこうという意識も高まっており、こうした地域課題に自主的に取り組む場として、地域コミュニティ活動はますます重要なものになってきています。そのため、従来の行政では手の届かなかった地域課題にも、自発的に社会貢献活動を行う各種ボランティア団体等による柔軟な活動が求められています。

○地域づくりの担い手が高齢化の傾向にあり、若い人がコミュニティ活動を敬遠しがちなため、後進が育ちにくい状況にあります。

○本市には、公民館、コミュニティセンターなど多様なコミュニティ施設があり、これらの施設を利用して、行政区、公民館、婦人会、老人クラブ、子ども会等が中心となり、運動会や地域の祭り等のスポーツ・レクリエーション、子どもと高齢者などとの世代間交流事業などが行われています。

○今後は、平成 27 年度までに市内 18 校区それぞれに整備されたコミュニティセンターを中心とした、校区単位での新たなコミュニティ活動や事業が誕生することが期待されています。

●地域コミュニティの必要性の醸成

- ①市民への講習会・講演会を開催し、まちづくりに参加する人材の育成を図ります。
- ②地域コミュニティの役割・機能を明確化し、住民主導のまちづくりを進めます。
- ③自治会による未加入者対策の取組を支援します。

○これからの社会変化に対応したまちづくりを進めていくためには、従来より行っている市内の各種団体との意見交換だけではなく、これまで行政に対して発言する機会が少なかった若者や学生、女性層をターゲットにして、今まで以上に市民の声が反映できる市民参加の条件整備を推進し、市民と行政との適切な役割分担とパートナーシップが重要になってきています。

○市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、「市民協働のまちづくり事業」を平成 21 年度から実施し、協働によるまちづくりに関する事業に自主的かつ主体的に取り組む団体に対し、3 年間の補助金を交付しています。しかし、事業が始まった頃に比べ、応募件数が少なくなってきています。協働の担い手となるボランティア団体や NPO 団体への情報提供、市民への活動 PR などを行っていますが、拡がりにはつながっていない状況です。

〔基本目標〕柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり

○柳川総合保健福祉センター内のボランティアセンターは、主に市内のボランティア活動を希望する人とボランティアを求める人や組織とのマッチングを行っています。特にボランティア団体と市民との関係に行政ももっと多くの関わりを持つことが課題です。

○また、市内には、14のNPO法人（特定非営利団体）が認証を受け活動しています。NPOの活動は、公共サービスの一翼を担うものであるため、NPOと行政の協働・連携は、今後ますます重要になってきます。

●多様な市民が行政に参画できるしくみづくり

①市民と行政によるワークショップを開催し、地域自治に対する市民と職員の一体感の醸成を図ります。

②協働してまちづくりに取り組む担い手として、ボランティア団体やNPO団体との連携を密にし、現状に沿った新たな市民協働のまちづくり事業を検討、実施していきます。

③ボランティア組織の立ち上げ支援や自主的に活動している各種団体・サークルへの支援を行い、ボランティアセンターを拠点とした活動の充実、指導者の発掘を目指します。

○本市では、中央公民館をはじめ各校区公民館や図書館、総合保健福祉センターが生涯学習の場となっており、様々な学習ニーズの提供や学習機会の充実を図っているところです。その他の施設として、各行政区などで自主的に運営されている地域公民館などがあり、市民に幅広く利用されています。

○現在、公民館では自主的に運営している各種学級での講座や研修などが開催されており、地域活動の拠点として、また生涯学習の場として重要な役割を果たしています。

○平成27年度までに市内18校区に活動拠点となるコミュニティセンターが整備されたものの、公民館の組織や運営形態が館によって異なっています。

○図書館は、日常生活のなかで気軽に利用できる市民の自主的な学習の場として重要な役割を果たしています。本市では、利用者へのサービス向上のため開館時間の延長やホームページでの書籍貸借状況の検索などの充実を行いましたが、インターネットの普及などにより本離れが進み、貸出冊数、登録者数ともに減少傾向をたどっています。

○図書館サービスをより充実したものとするためには図書館職員の果たす役割は大きく、図書館と資料に関する知識と技術のみならず、利用者にとって適切なサービスを提供できる資質と能力が求められます。

●生涯学習活動の場づくりの推進

①公民館・コミュニティセンターの組織を統一化し、機能の充実、活動の充実を推進します。

②各種行事の案内や、人材バンク、社会教育団体の情報発信など、市民のニーズに対応し

た情報収集・発信体制づくりを進めます。

③各種文化講座を開催し、市民の学習機会の拡充を図ります。

●図書館機能の強化・充実

①本・雑誌・視聴覚資料の貸出、予約、リクエストサービスの充実や、スピーディーなレファレンスサービスなどの情報提供の強化を図り、サービス向上を推進します。

②電子書籍市場、国等の動向を注視しながら、電子書籍の導入を検討します。

③図書館職員として必要な研修、また、経験年数に応じた研修への積極的な参加を促進し、専門的な知識と能力を持ち、地域情報に精通した職員を目指します。

（２）郷土愛とおもてなしの心の醸成

○市内で在留外国人を対象とした日本語教室が開催され、多くの方々が参加をしています。また、教室だけではなく地元の方との交流にも積極的に参加をされています。

○柳川藩の儒学者「安東省庵」と中国の儒学者「朱舜水」の交流から中国浙江省余姚市と「観光文化交流協定」を締結し、中国上海ではその縁から「明・朱舜水書信展」を平成 24 年に開催しました。

○外国人観光客は年々増加しており、平成 21 年には約 1 万人だったのが、平成 27 年には約 15 万人と多くの方が訪れていますが、受け入れ体制の整備が課題となっています。

●交流基盤づくりの推進

①交流活動の活発化やアジアからの観光客を中心にやさしい日本語ツーリズム事業を進め、市民と触れあうきっかけをつくり、国際交流の推進につなげていきます。

②外国人観光客が安全で安心に滞在できるように、外国語案内の充実やフリーWifi の整備を進めていきます。

○平成 25 年度に市長を会長とした「おもてなし柳川市民会議」を発足し、市民を挙げて「おもてなしの心日本一」のまちを目指し活動を進め、平成 26 年度には「市民挙げての輪を広げる」ことと、「おもてなし活動の浸透を図る」を重点目標に設定し、市民の参画を得ることを目的とした「おもてなしなら柳川隊」を設立しました。

平成 28 年 3 月 31 日現在の登録数は、個人 317、団体 135 です。

○観光ボランティアガイドを育成することで、柳川市の魅力をより正確に観光客に伝えることができました。今後は、ガイドの技術向上やテーマ性の充実といったことが求められます。

○毎年城堀の水落ちの時期に合わせ、道守柳川ネットワークとの共催で、「柳川“堀と道”クリーンアップ大作戦」を開催しています。柳川を訪れる観光客の方々への歓迎の気持ちを表すと共に、参加者の掘割を愛する意識を高め、ふるさとへの愛着心を育てる取り組みに繋がっています。他にも、白秋祭前の道守活動、有明海クリーンアップ大作戦、柳川市クリーン連合会による、大和地区、三橋地区の一斉清掃や、矢部川、沖端川、二ツ川、塩塚川の清掃活動などが行われています。

○平成 21 年度に、郷土の偉人 20 人を顕彰する「やながわ人物伝」、平成 24 年度に、子どもたちに柳川が生んだ偉人の言葉を学んでもらうため、「心に響く素読集やながわ」を作成し、小中学校の郷土学習に利用されています。

●おもてなしの心の醸成

- ①お客様にとって心地よい受け入れ環境を整えるために、「おもてなし柳川市民会議」と「おもてなしの心日本一プロジェクトチーム」の官民連携でおもてなし活動を進め、市民を挙げて「おもてなしの心日本一」のまちを実現します。
- ②観光客のニーズに合わせたボランティアガイドを育成し、受け入れメニューの充実を図っていきます。

●郷土愛の醸成

多くの市民が、柳川の歴史文化に触れる機会を充実し、柳川の暮らし全般に関わることで、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を醸成します。

○体育施設の整備・充実については、テニスコートの砂入り人工芝への改修、市民武道場の改築、グラウンドの改修工事、二ツ河小学校グラウンドの夜間照明の設置など整備が進んでいる施設がある一方、各施設とも年数が経過しており、老朽化が進み、修繕箇所が追いついていない状況です。

○利用の混み合う休日や夜間は、定期的な団体の利用が多く、新しく設立されたクラブやサークルにとっては、練習場所を確保することが困難な状況です。

○教育委員会や体育協会を中心として、スポーツ大会やスポーツ教室、おもてなしマラソン大会を開催するなど市民スポーツの振興と普及に努めていますが、年々参加人数が減少傾向にあります。

○運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や子どもの体力の低下傾向が依然深刻な問題となっていることから、幼い頃から身体を動かし、運動・スポーツに親しみ体力を強化していくことが、より健全な体と心をつくることにつながります。また、すべての市民が年齢や体力に応じてスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、高齢者によるグラウンドゴルフや女性層による健康体操など身近な運動をとおして、体力の向上とともに健康づくりの大切さを図っていくことが課題です。

●スポーツ活動推進のための基盤整備の推進

- ①統廃合も含めた総合的なスポーツ施設のあり方を検討し、施設の整備・充実を図ります。
- ②インターネットで施設予約状況が確認できるようにシステム化するなど、使いやすい施設となるように活用を図ります。
- ③市民が、いつでも身近なところで、スポーツ・レクリエーション活動が楽しめるよう、各種スポーツ団体、地域、学校関係機関とのネットワークづくりの推進を図ります。

●スポーツ活動機会の拡充

- ①地域住民のスポーツ活動の機会を身近なものにするため、体育協会加盟団体、サークル、スポーツ・レクリエーション団体の活動を促進すると共に、組織の活性化を図ります。

〔基本目標〕 柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり

- ②多くの市民が参加できるスポーツ大会やイベント、郷土出身者を顕彰するスポーツ大会などを開催して、市民のスポーツ活動に対する興味や参加意欲を高め、競技人口の拡大を図ります。
 - ③年齢・体力に応じたニュースポーツを気軽に体験できる機会の提供と、継続した活動ができる環境整備を図ります。
-

(4) 人権が尊重される社会の形成

○人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの基礎的条件であり、世界共通の課題でもあります。特に近年では、高齢化、国際化、高度情報化などを背景として新たな人権問題が発生しており、人権意識の高揚は豊かな市民生活を実現するうえで重要な課題となっています。

○本市では、平成 17 年に「柳川市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定し、差別のない明るく住みよいまちづくりに向けて諸施策を推進しています。

○その一つとして、「人権・同和教育研究協議会」を発足させ、すべての市職員や小・中学校の教職員が会員となり、人権尊重社会の実現を目指し、人権・同和問題に対する教育・啓発活動に努めています。また、社会人権・同和教育指導員が、公民館等における人権学習会をはじめ、事業所における人権・同和问题研修会にも出向いて、啓発活動にあたっています。

●人権教育・啓発活動の推進

①総合的かつ計画的に人権施策を推進していくための方向性を示す「人権教育・啓発基本計画」を策定します。

②学校・家庭・地域・職場など、あらゆる場における人権教育・啓発を推進します。

③市職員・教職員・医療福祉関係者など、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人達に対しては、研修を重点的に実施していきます。

④人権・同和教育地域リーダー研修会の開催による人権学習のリーダーの育成や、社会人権・同和教育指導員による各種研修会への支援などにより、人権教育・啓発の効果的な推進を図ります。

○男女共同参画社会の形成のため、平成 24 年に「第 2 次柳川市男女共同参画計画」を策定し、広報紙や各種講演会等を通じて男女共同参画に関する啓発事業を実施していますが、真の男女平等社会の実現には、いまだ多くの課題が残されています。

○平成 21 年には「柳川市審議会等委員への女性参画推進要綱」を設置し、本市の審議会における女性委員の割合を 40%以上と目標を設定しましたが、平成 27 年 4 月 1 日現在 25.5%と、平成 18 年 4 月 1 日現在の 15.0%よりは改善したものの、目標値には大きく下回っています。

○更に最近では、女性の人権を著しく侵害する配偶者からの暴力、セクシャル・ハラスメントが大きな社会問題になっています。本市においても、女性問題に関する相談件数は年々増加、多様化しており、相談員の確保を含め、相談体制の充実や関係機関との連携を図る必要があります。

○雇用の場においても、男女の固定的役割分担意識の存在と女性が育児、介護等の大半を担

〔基本目標〕 柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり

う現実が大きな要因となって、昇給・昇格、役職への登用等に男女間の格差がいまだに見られます。仕事と家庭の両立支援策を充実させると同時に、事業主に対し、法や制度の順守を働きかける必要があります。

●男女共同参画社会の実現

平成 28 年度策定の第 3 次柳川市男女共同参画計画に基づき、充実した啓発事業の実施や DV 対策の推進と相談体制の充実、就業環境の充実と再就職の支援等を行います。

（５）遊んで学べる子育て応援

○近年、未婚率の増加や晩婚化などによる少子化が進み、核家族化や女性の社会進出に伴う子育て世帯の勤労形態の多様化により、家庭の保育機能の低下を招くなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした現状のなかで児童が健やかに成長していくためには、児童福祉対策が果たす役割はますます重要になっています。

○また、子育て環境が大きく変化する中で、子育てに不安をもつ親が増加しており、その不安を解消できる環境づくりが重要な課題となっています。そのためには、子育て家庭と市、児童委員や保育所等をはじめとする地域の関係者などとの連携を図るとともに、子育て支援に関する情報の提供と利用の斡旋、相談機能の充実を図る必要があります。

○幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼稚園や保育園などでの集団生活を通じて、基本的な生活習慣や生活態度を身につけるべき時期です。幼稚園と保育園では、その設置目的は異なるものの、子どもの成長の場という点では、ともに重要な施設です。

○本市では、私立認定こども園 2 園、私立幼稚園 4 園及び私立保育園 19 園などで就学前の教育・保育が行なわれています。

○保育園については、10 年前と比べて定員数は 100 人拡充していますが、定員を上回る入所状況となっており、児童数が減少しているにもかかわらず、保育需要は高まっています。この保育需要への対応にあたっては、保育士の確保が大きな課題となっています。さらには、夜間保育についても、その必要性を検証した上で、検討する必要があります。

○本市においても、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、保護者の就労状況が変わっても通いながれた園を継続して利用できる認定こども園への移行が進んでいます。市内では私立幼稚園 2 園が移行していますが、今後も、認定こども園の利点を踏まえ、利用者や施設の意向に沿った対応が求められています。

○こうした就学前児童の教育・保育の需要に対処する一方、核家族化などにより身近に子育ての支援者がいない子育て家庭が増加する中、地域子ども・子育て支援の充実も求められています。今後は、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）、子育て短期支援事業などによる子育て環境の充実や、子育ての不安解消につながる地域子育て支援拠点事業の充実を図っていくことが重要となってきます。特に、要望の多い学童保育所の入所枠拡充については、運営する施設の整備や支援員の確保が重要な課題となっています。

○なお、子育ての経済的負担軽減を図るために取り組んでいる保育料の軽減や、従来の乳幼児医療費制度の対象者を拡充した新たな子ども医療費助成制度については、今後も継続的な取り組みが求められています。

○児童の健全育成のため家庭・学校・地域が連携し、青少年育成市民会議などの活動を通じて市民の意識を高めるなど、子育てをサポートする体制の充実を図るとともに、児童が身近で伸び伸びと遊べる場所の確保に努めていく必要があります。

○特に、社会問題となっている児童虐待をはじめとする要保護児童への対応は大きな課題

〔基本目標〕若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり

です。要保護児童対策地域協議会を構成する各関係機関が情報を共有し、適切な連携・協力を実施することにより、要保護児童の早期発見、早期対応をしなければなりません。

●安心して子育てできる環境づくり

- ①必要な保育サービスの提供量を確保するとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても、内容の充実に努めます。
- ②児童一人ひとりに応じたきめ細かい対応のため、幼稚園・保育所・小学校の連携を図ります。
- ③すべての家庭が安心して子育てに取り組めるよう、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等の一層の充実に努めます。また、学童保育所については、待機児童が増加傾向にある現状を踏まえ、施設拡充等による充実に努めます。
- ④子育てにかかる経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成の充実、保育料の適正化を図ります。
- ⑤親が子育ての第一義的責任者としての自覚を持ち、より良い親となるための子育て学習の機会や子育て経験者との交流など、親が学ぶ機会を確保します。
- ⑥子どもが安心して、安全に遊べる場の充実に努めます。

●みんなで見守る子育て支援の推進

- ①地域子育て支援センター及びびつどいの広場を子育ての拠点と位置づけ、子育て中の親子同士の交流の場を提供するとともに、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行います。また、子育てサークルの活動支援に継続して努めます。
- ②養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、家庭訪問し、乳幼児の養育に関する指導・助言を行います。また、必要に応じ、子育ての負担軽減のために、その家庭に合った子育て支援事業をあっせんします。
- ③児童虐待の早期発見のため、虐待通報に関する啓発や児童福祉関係者の連携を図ります。また、児童虐待に対しては、児童相談所等の関係機関と連携し早期対応を行います。

○近年、いじめ、不登校などが大きな社会問題となっており、「柳川市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取り組みを強化するとともに、適応指導教室「ありあけ」と学校との連携推進を図り不登校児童生徒の学校への早期復帰に向けた取り組みを推進しなければなりません。

○数年後には、道徳の教科化が予定されており、道徳教育を通じて、正義感や倫理観、規範意識の確立、思いやりの心など豊かな人間性や社会性を育成する教育が極めて重要になっています。

○特別支援教育では、ここ数年、特別支援学級に限らず配慮を要する児童生徒は増加傾向にあり、平成27年5月1日現在で特別支援学級を28学級設置し、合計で79人が在籍しています。今後も、地域社会や保護者などの理解と協力のもと、障害の状況に応じた就学指導に努めるとともに、専任指導主事の学校への派遣・指導、特別支援教育支援員の効果的配置など、児

児童生徒の自立を支援する教育環境や教育内容の充実を図る必要があります。

●豊かな人間性と健やかな身体の育成

- ①道徳性の育成をめざし、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育の推進を図ります。
- ②伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する態度を育てます。
- ③いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を強化し、不登校児童生徒の学校復帰への取組を推進します。
- ④「小1プロブレム」「中1ギャップ」の解消をめざし、幼保・小・中学校が連携した教育活動を推進します。
- ⑤児童生徒の体力向上を図るために実態を把握し、家庭や地域と連携して、生涯にわたって運動に親しむ能力や態度を育てます。
- ⑥生涯にわたって健康で安全な生活を送るために健康教育、防災教育の充実を図ります。
- ⑦児童生徒が人権に関する知識や態度、実践力を身に付けるように校内推進体制を確立し、全ての教育活動の中で人権・同和教育を推進します。
- ⑧障害のある児童生徒等に対して一人ひとりの教育的ニーズを把握し、特別な配慮のもとに手厚くきめ細かな教育を推進します。
- ⑨子どもの読書習慣の確立を目指し、地域や家庭と連携して、読書活動の推進を図るとともに、児童生徒の知的活動を増進し、豊かな人間形成や情操を育む活動を推進します。

○学校運営面については、学校評価と情報公開を進めるとともに、文部科学省が推進しているコミュニティスクール（学校運営協議会制度）の導入についても検討を行い、「地域とともにある学校づくり」を進めていく必要があります。

○地域・家庭と連携しながら進める取り組みとして、「早寝・早起き・朝ご飯」運動を通じた基本的な生活習慣の確立、家庭学習の推進、読書習慣の確立、地域社会への参画意識の育成、土曜授業の実施、情報モラルに関する取り組み等も充実していく必要があります。

●地域と連携した教育の推進

- ①関係団体と連携した体験学習の実施、学校の地域への情報発信等を通じ、柳川市全体で子どもを育てる教育を推進します。
- ②学校の「自己評価」等を実施するとともに、その改善対策等の公表を促進し、学校教育の活性化と教育の質の向上を図ります。
- ③家庭や地域と連携して「早寝・早起き・朝ご飯」等の定着、基本的な生活習慣の育成、学習習慣づくりを推進します。
- ④指導時間の確実な確保を図り、家庭や地域との連携を進めるための土曜授業を実施します。

○児童生徒の学力の状況は、全国学力・学習状況調査結果では、小学校は全国平均正答率を上回っていますが、中学校は全国平均正答率に達しておらず、小学校高学年及び中学校進学後の指導の充実が求められます

○その他、児童生徒が自ら課題を見つけ、考え、解決する「生きる力」を育むために、基礎的・基本的な知識・技能の習得・向上とともに、体験活動を取り入れた環境教育やキャリア教育、郷土学習、福祉教育などへの取り組みなど、特色ある教育を進めていかなければなりません。加えて、2020年度から小学校において外国語（英語）が教科化の予定であり、指導体制の確保・充実が求められます。

○心の面では、児童生徒が「夢や目標を持つこと」や「自分のよいところがある」については、全国平均を下回っており、自己や社会の未来に夢や希望を持ち、自尊感情を高め、自分に自信を持てるような教育が求められています。

○指導面では、学校教職員については、近年、若年教職員が多くなり、全体の年齢構成にアンバランスな状況であり、若年教職員のスキルアップと将来のリーダー育成に関する取り組みを充実させる必要があります。

●確かな学力の育成

- ①学力の定着状況を把握し、指導法の改善を図るため、計画的に標準学力調査を実施します。
- ②教育課題を解決するため積極的に研究校を指定し、その研究過程や成果を市内の小・中学校に広げ、指導方法の工夫改善に努めます。
- ③中学校区の小・中学校が教育課程で連携を図り、効果的な教育活動を推進するとともに小規模校の特徴を生かした小学校と小学校との連携による教育活動を充実させます。
- ④小学校5、6年生に加え、1年生～4年生も外国語活動を教育課程に位置づけ、中学校への接続を大切にし、積極的にコミュニケーション能力を高めます。
- ⑤児童生徒の情報活用能力の育成のために、情報通信機器等の活用のための環境整備や情報通信技術を効果的に活用した分かりやすい授業の実現を図ります。
- ⑥「掘割を生かしたまちづくり行動計画」に基づき、環境教育副読本「やながわ」を活用し、柳川の自然や歴史、文化を通して環境教育の充実を努めます。
- ⑦子どもが科学の楽しさや自然事象への興味・関心を高めて、科学の魅力を感じ、夢と希望をもって主体的に学ぶ態度を育成します。
- ⑧主権者教育、租税教育、環境教育、福祉教育、安全教育等に関する今日的な課題を取り上げ、積極的に解決を図る教育を推進します。
- ⑨経済的理由によって就学困難な児童生徒に対する支援を行います。
- ⑩学校経営の基軸及び基本構想に関する管理職の研修や、多様な学校訪問指導による活力度のある学校経営・運営の実現を図ります。

〔基本目標〕若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり

○学校施設では、空調設備の設置、学校施設の耐震化を行いました。一方、施設の老朽化も進んでいることから、今後とも、計画的に施設改修を行う必要があります。同時に、教育に関する設備機器などについても時代の流れに応じて導入を進め、良好で安全な学習環境の整備を進めていかなければなりません。中でも、I C T関連機器の整備やI C T支援等については、国が求めている基準を大きく下回っており、計画的に整備を進める必要があります。

●計画的な小中学校施設・設備の整備と充実

老朽化した校舎などの計画的な改修を進め、安全で快適な学校環境づくりを進めます。また、タブレット型パソコンの導入等I C T関係機器を計画的に整備します。

○本市には、小学校が19校（児童数3,464人）、中学校が6校（生徒数1,796人）ありますが、近年の少子化傾向を反映して、児童生徒数は毎年減少傾向にあり、平成18年と比較すれば、小学校で18.6%の減少、中学校で21.5%の減少となっています。

○このように児童生徒数及び学級数が減少する中、児童生徒の良好な教育環境を確保し、充実した学校教育の実現を推進するため、「柳川市立適正規模・適正配置化検討委員会」からの答申に基づき、平成24年5月に「柳川市立学校の小規模化に対する対応方針」を定めています。

○方針では、小学校と中学校の統合・再編は時期尚早で、当分の間現状のままとし、平成33年度には再度、統合・再編を含めた検討を行うとしています。全国的な学校の統合・再編の流れ、近隣自治体でも計画や実施がなされていること、本市の教育活動に一部支障が生じてきていることを考えれば、時期を待たず学校施設の統合や再配置、それに伴う通学区の見直しに着手しなければなりません。

○一方、地域や保護者の意識として、小学校の場合、学校規模より1学級当たりの児童数を優先する傾向があり、少人数の学級の方が落ち着いた教育環境で、個に応じたきめ細やかな教育が実施され、教育効果もあるという考えがあり、また、中学校についても、現在の中学校への愛着が強いこと、小規模校の方が生徒指導上の問題も少なく、落ち着いた環境での教育が実現できていることなど統合・再編の機運が乏しい状況です。

●児童生徒数減少への対応

「柳川市立学校の小規模化に対する対応方針」に基づき、児童生徒数の減少に応じた対策を検討します。

○学校給食については、学校教育や子育てなどの場で、食育が推進されていますが、健康面において子どもたちが将来にわたって、望ましい食生活を形成することが重要となっており、学校における食に関する指導の一層の充実を図るとともに効果的に推進してい

くことも必要です。

○一方、学校給食の運営については、自校給食方式から共同調理場方式への集約化、調理部門の民間委託を進めていますが、調理施設・設備等の老朽化への対応という課題も発生しています。

●学校給食の円滑な実施

学校給食を通じた、子どもへの食育、食生活指導の充実を図るとともに、安全で効率的な学校給食を実施します。

○近年、核家族化・少子高齢化の進行や有害なインターネット情報や図書の氾濫などにより青少年を取り巻く環境がめまぐるしく変化しており、青少年の意識や行動にさまざまな影響を及ぼしています。青少年に関わる事件の多発など様々な問題が深刻さを増しているなか、青少年問題は、複雑多様化する傾向にあります。

○青少年期は、社会の一員としての性格の基盤の確立のため、人間形成における最も重要な時期であることから、本市では、行政・地域・学校・民間の各関係団体が一体となった「青少年育成市民会議」が結成されており、その中で組織された各地区の校区民会議とともに、その活動を通じ、市民一人ひとりの意識の高揚を図っています。

●豊かな心を育む教育の推進

①学校や青少年関係団体と連携・協力しながら、安全安心パトロールや子ども見守り隊を推進するなど青少年の健全育成のための環境づくりを推進します。

②青少年育成市民会議による各種講演会、小中学生の意見発表会の開催、青少年非行防止の夜間巡回等の実施による青少年健全育成の意識啓発を推進します。

○地域で子どもを育てていく体験学習として、有明海なんでん体験隊や二ツ川ウォッチング、各校区で行われている通学合宿を実施しています。

○有明海なんでん体験隊の干潟遊び体験や二ツ川ウォッチングの生物観察など自然に触れ親しむことにより、自然環境の学習や自然愛護の心を育てることを目的としており、今後、規模の拡大や内容の充実を図っていく必要があります。

○通学合宿については、校区民会議事業の一つとして、自立心や協調性を養いたくましく生きる子どもたちを地域で育成するために小学生を対象に実施しているものです。積極的に実施している校区がある一方で、一度も実施してない校区もあり、実施の促進を図っていくことが課題となっています。

○また、地域には、地域の教育力を担うことができる組織や団体、個人が多く存在します。学校や地域が連携し放課後学習活動支援を推進していくことで、地域の人材を活用して、

〔基本目標〕若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり

小・中学生の学習習慣の定着や学習意欲の喚起を図り、地域の教育力の向上につながります。
○今後は、これらの事業を通して、学校、家庭、地域などが連携を強化して、豊かな心を育む教育の推進や地域が一体となった青少年健全育成の推進を図っていくことが重要です。

●学校・家庭・地域が一体となった青少年健全育成の推進

- ①子どもたちの生きる力や豊かな人間性を育成するよう、学校・家庭・地域と連携して様々な体験学習を提供し、地域ぐるみの育成体制の充実を図ります。
 - ②地域の教育力を担う人材として期待される団体、個人の地域活動への参加を促進します。
 - ③子どもの学習支援に意欲のある地域住民による放課後学習活動支援事業等を推進します。
-

(9) 住みたい柳川転入者支援

○近年本市では農地の宅地化が進んできており、今後は土地利用計画や都市計画などとの整合を図り、計画的な居住環境づくりを進めていく必要があります。

○また、転入者の受け皿として市内に増えている空家の活用や、空家バンクの充実なども必要となっています。

●住宅整備の促進と居住環境の整備

①住宅開発予想地区における用途区分の見直しなど計画的な開発が進むよう誘導します。

②民間活力導入による住宅開発整備を促進します。

●中古住宅市場の活性化

空家バンク制度の充実を図るとともに、中古住宅市場の活性化を促進します。

○全国的に人口減少や世帯構成の少人数化が進む中で、「柳川市に住みたい」と思われる環境づくりを進めて人口の定住化を図ることは、本市の重要な課題です。

○市外から「柳川市に住みたい」という希望を持つ人に対し、移住を後押しするための支援として本市の情報を発信したり、移住に関する不安を取り除いたりといったサポート体制の充実が求められています。

●定住移住環境づくりの推進

①移住の希望を持つ人に対して、サポート情報を発信するなど、サポートの充実を図ります。

②柳川暮らし体験施設「もえもんハウス」など、移住体験の充実を図り、移住のきっかけづくりを行います。

③定住化を図るためのサポート体制を充実します。

④市内の住宅を取得した人に対する支援の充実を図ります。

(10) 水郷情緒が楽しめるこだわりの空間づくり

○本市は、市内を無数の掘割が巡り、独特の水郷景観を有しています。城堀を中心とした市街地部では観光川下りが行われており、情緒豊かな景観とあわせ多くの観光客の人気を集めています。

○そうした本市独特の良好な景観は、地域力やブランド力の向上につながる貴重な財産であり、意識啓発や連携による保護の取り組みなどの積極的な推進が必要です。

○特に、平成27年3月に「水郷柳河」として国名勝指定を受けた地域については、将来にわたる良好な景観の維持のため、その周知徹底と保存活用計画の策定が必要です。

○さらに、市景観条例に基づき、市民の癒しとなり原風景となりうる本市独特の水郷景観を保護する取り組みを検討する必要があります。本市の景観に配慮した水路の護岸を採用するなど、本市の景観特性に対応したルールの検討も必要です。

○健康づくりやスポーツ、レクリエーションに対する市民の関心の高まりから、児童公園や、水辺公園などの公園・緑地を求める市民の声が高まっています。

○本市には、都市計画法による都市計画公園はなく、3箇所を建設予定としているのみとなっています。現在の本市の公園・緑地は2,000㎡以上のものが14箇所ありますが、身近な場所や子どもの遊び場としての公園整備を求める声も強く、これからの課題となっています。

○公園の管理については、市が直接管理をしているところや地元や団体に管理をゆだねているところがありますが、今後は市民との協働によって公園・緑地を守り育てていく管理体制を築いていくことが必要となっています。

○また、市内に緑あふれる快適な空間を創出するため、古木、大木や緑地を残していく取り組みを進めながら、身近な緑を増やしていくことが大切です。

● 普遍的な柳川のアイデンティティ「水郷柳川」ブランドの構築

柳川観光のメインイメージである「川下り」を主軸として磨き上げ、新たな柳川の魅力を農水産業と連携（ツーリズムや民泊）しながら、滞在力を強化し、「水郷柳川」ブランドの構築を図ります。

● 水郷景観の保全

国指定名勝「水郷柳河」については、指定の周知を図るとともに、保存計画の策定を進めます。その他の地域については市景観条例に基づき、本市独特の水郷景観の保全に努めます。

● 公園・緑地の整備

市民の憩いの場としての公園・緑地の整備や管理を行っていきます。

● 市民との協働による維持管理体制づくりの推進

市民との協働によって公園・緑地を守り育てていく管理体制を築いていきます。

●緑地保全と植樹・緑化事業の推進

古木、大木の保全と、身近な場所の緑化を促進します。

○市内には、大小の河川や水路、掘割が網の目のように巡っていて独特の水郷景観を形成していますが、その水の大部分は矢部川水系に依存しています。

○矢部川に水利権を持つ団体として柳川みやま土木組合、花宗太田土木組合、花宗用水組合があり、慣行により上流で集められた水は唐ノ瀬堰、花宗堰で分水されます。市内への用水は、矢部川上流の花宗堰から始まる花宗川と、矢部川支流の沖端川の岩神堰から始まる塩塚川、二ツ川堰から始まる二ツ川、そして磯鳥堰から始まる太田川、さらに矢部川の松原堰下流の干出堰（大和堰）から供給されます。

○本市の基幹産業である、農業・水産業・観光業の振興と、快適な生活空間の創出のためには、良質で豊富な水量（流量）が不可欠ですが、水量は、矢部川上流の日向神ダムから放流される水量に大きく影響されることから、矢部川流域の自治体や関係機関と連携し、水量を確保していくことが本市の最重要課題となっています。

○生活排水については、公共下水道や合併処理浄化槽で処理されないものは、水路に排水されていて、市街地や集落内の水路の水質汚濁の主な原因となっています。また、近年では水路に泥土が堆積したり、雑草が繁茂したりして水の流れを阻害する原因ともなっています。

○本市の公共下水道は平成14年に供用を開始し、汚水は市南部にある柳川浄化センターで処理し、処理水を高畑公園内のせせらぎ水路に放流しています。

○本市の平成27年度における生活排水処理の状況は、公共下水道が12,309人、合併処理浄化槽が37,671人で、汚水処理人口普及率は73.2%となっています。今後さらなる水環境の保全を進めるため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を進めていく必要があります。

○水の確保や水質を浄化するためには、何よりも水に対する意識啓発を推進することが大切で、市民一人ひとりが自分たちの問題として認識するとともに、協働して取り組むことが求められます。

●水量の確保

①上流の水利団体等関係機関との連携強化を図り、水量の確保を図ります。

②河川、水路の浚渫や整備を進め、流量の確保を図ります。

③樋管、水門等水利施設の維持管理を行い、適切な水量調整を行います。

●水質の浄化

①公共下水道の整備を進め、接続率を向上させることで水路の水質浄化を図ります。

②公共下水道の供用区域以外では、合併処理浄化槽の設置を促進します。

③市民の水環境に対する意識啓発を図り、環境保全の取り組みを促します。

●協働による意識高揚

- ①流域連携による啓発活動を充実します。
 - ②本市における水慣行、水質浄化の取り組みを紹介しながら、環境教育の充実に努めます。
-

(11) 誇りとこだわりのある柳川暮らしの情報発信

○本市の人口はゆるやかな減少傾向であり、このままこの傾向が続いた場合、過疎化により居住環境の悪化につながる懸念があります。

○このため、市外居住者で移住を検討している人に対して、本市を移住先に選んでもらえるよう、暮らしやすさなどをアピールするような情報発信等を行っていく必要があります。

○本市では、平成22年に柳川市ブランド推進協議会が発足し、地域イメージのブランド化と、地域発の産品・サービスのブランド化を結びつけてブランド推進事業を展開していますが、より一層の取り組み強化が必要とされています。

○本市のイメージアップの取り組みとして、市民参加によるプロモーションビデオの作成やご当地映画の作成を行い、発信していますが、様々な対象に継続的に発信していく取り組みが求められます。

○また、移住を考えている人に対して本市の暮らしやすさを実感してもらい、移住の決断を後押しする仕組みも必要です。市民による柳川ライフスタイルの発信や、地域おこし協力隊員による柳川の魅力発信など、多方面に情報が届くよう媒体等も考慮しながら取り組むことが必要とされています。

●移住、定住に向けての情報発信

①移住を検討している人をターゲットに、本市の暮らしやすさや魅力を発信し、本市移住への決断を後押しします。

②移住、定住フェアなど、移住に興味がある人や移住を考えている人に対し、直接働きかける機会を利用し、本市への移住促進を図ります。

③プロモーションビデオ、映画やテレビのロケなど、本市のイメージアップにつながる情報を様々な媒体により発信に努めます。

④本市の魅力を、住民や訪問者が発信することにより本市のイメージアップにつながるように働きかけていきます。

(14) 健康寿命の延伸とだれもが安心して暮らせる福祉体制の充実

○わが国の高齢化率は世界に類を見ない速さで上昇しており、平成19年には高齢化率が21%を超え、「超高齢社会※」を迎えました。その後も高齢化率は上がり続け、平成37年には国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という社会が到来することが問題となっています。

○本市においても平成28年4月において高齢化率は30.9%に達しており、国に比べて早いペースで高齢化が進んでいます。また、本市の単身高齢者数は昭和60年に比べて平成28年では6.6倍となっています。

○医療の分野では、老人保健制度が廃止され、平成20年度からは75歳以上の人全てを対象とする「後期高齢者医療制度」に切り替わりました。しかし、高齢者の医療費は増え続けており、医療費の適正化が課題となっています。

○介護保険制度においては、本市は福岡県介護保険広域連合に加入して対応していますが、高齢化率の上昇に伴い、介護認定数の増加による介護給付の上昇が介護保険財源を圧迫していて、今後介護保険料や介護サービス利用者の自己負担の負担が大きくなることが考えられます。

○また、団塊の世代が75歳以上になる平成37年をにらみ、介護予防に努めるとともに、介護だけでなく医療、看護などと一体となった大きな仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築が大きな課題となっています。高齢者が住みなれた地域で介護や医療、生活支援サポート及びサービスを受けられるよう市が中心となり、「住まい」、「医療」、「介護」、「生活支援・介護予防」の包括的な体制を確立させる必要があります。

※「超高齢社会」・・・高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

●医療費の適正化

増大している高齢者の医療費の適正化を図ります。

●介護保険制度の充実

①「地域包括ケアシステム」を構築し、住まい、医療、介護、看護をひとまとめにした大きな仕組みを作ります。

②認知症に対し、早期に鑑別診断が行われ速やかに適切な医療、介護等が受けられる認知症初期集中支援チームの設置を推進します。

③高齢者が住みなれた地域で生活を送れるよう、地域住民の支えあいを支援していきます。

○平成24年度における本市の原因別死亡者数は、がん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患の順で多くなっています。本市では、市民の健康管理のため各種健診を実施するとともに、保険者に義務付けられた特定健診・特定保健指導についても国民健康保険被保険者に対し実施しています。今後は各種検診、特定健診の受診率向上を図るとともに、健康増進や生活習慣病の予防など一次予防に重点を置きつつ、より効果的な健康教育、健康相談、介護予防事業、訪問指導などの保健事業を展開していく必要があります。

○保健事業と同時に、生活習慣病予防の観点から食の重要性を認識してもらい、食育の周知などを行う食生活改善事業の推進も求められています。

○母子保健事業では、妊婦を対象としたマタニティセミナーや妊婦健康診査の費用助成、出生児の全戸訪問、乳幼児の各種健康診査や教室、父子健康手帳の交付などを行っています。また、予防接種や結核予防法に基づく各種予防接種の実施については、接種率を上げるための工夫も必要です。

○子育てを取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化、女性の社会進出などにより大きく変化しています。このため家庭や地域での子育て機能は低下し、育児支援に対するニーズも多様化してきています。今後は各種保健事業の充実や育児情報の提供、育児不安の解消など、育児に対する切れ目のない継続的な支援体制の構築が求められています。

○健康づくりを進めていく上で、市民一人ひとりが意識啓発を図っていくことが重要です。本市では「明日の健康 自分でつくろう元気な柳川 ～すすめよう 生活習慣病・がん・介護予防対策を～」をスローガンとして健康教室の開催やイベントの充実に取り組んでいます。

○市内の医療機関の設置水準は、人口10万人当たりの病院数で県全体の水準を上回っています。地域救急医療体制については、在宅当番医制、病院群輪番制、歯科休日急患業務、ドクターヘリの運用などがあり、体制の整備がなされています。小児救急医療体制としては大川市の高木病院による24時間受け入れ体制がとられています。

○今後は、地域医療に対する需要も多様化する傾向にあるため、広域的な連携のもとで医療体制や診療科目の拡充など、適切な医療の確保が重要となっています。

●健康管理の推進

- ①健康管理システムを活用し、国が策定している「健康日本21（第2次）」等に基づく健康づくり事業を推進します。
- ②早期発見、早期治療のため、各種がん検診や特定健診・特定保健指導などの充実・強化を図ります。
- ③食生活改善事業を進め、食育の周知に取り組みます。合わせて、生涯を通じた健康教育を推進します。
- ④母子保健事業を充実するとともに、多様化する育児ニーズに対応して、切れ目のない継続的な支援を行っていきます。

●医療体制の整備

- ①市民が必要な時に適切な医療が受けられるような体制づくりを進めます。
- ②救急医療体制について、体制の充実を図っていきます。
- ③広域的な連携のもと高度医療施設との連携強化を図り、診療科目の充実等を図っていきます。

○本市の身体障害者数は平成27年3月末現在3,692人で、やや増加傾向にあります。部位別では肢体不自由が53.9%とほぼ半数を占めています。内部障害は26.7%で、その中でも腎臓機能障害の増加が顕著です。

○知的障害者は平成27年3月末現在543人となっています。また精神障害者は388人となっており、10年前と比べて2倍以上増加しています。

○国は、改正「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」を施行し、障害者福祉政策の総合的、計画的な推進に向け取り組んでいます。

○市では、国の動向を受け、障害福祉計画・障害者福祉計画の策定・実現・達成に向け、地域全体で障害のある人を支える力を高めるために、障害にある人やその家族、行政、福祉関係者、保健医療関係者及び企業等が知恵を出し合い、それらを共有するためのネットワークを構築することが重要です。

○地域社会におけるボランティア団体を育成して組織を強化するとともに、ユニバーサルデザインの普及による生活環境の充実や、啓発活動の推進により障害者の社会参加を促進していく必要があります。

●ネットワークづくりの推進

障害のある人を支える力を支えるための知恵を共有するためのネットワークづくりを行います。

●ボランティア団体の育成・強化

ボランティア団体の育成・強化を図ります。

●障害者の社会参加の促進

ユニバーサルデザインの普及を図るとともに、啓発活動を推進して障害者の社会参加を促進します。

○本市のひとり親世帯数は、平成22年度において母子が410世帯、父子が41世帯となっており、母子は年々増加傾向にあります。核家族化に加え、地域での付き合いも希薄化し、子育てに不安と孤独感を感じる親が増加する中で、ひとり親世帯では特にその傾向が強いと考えられます。

○子どもの貧困については、平成26年8月に子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定されており、相談体制の充実や経済的自立に向けた支援をはじめとする総合的な対策を進めていく必要があります。市では、ひとり親の経済的支援や、相談体制の充実といった観点からひとり親家庭等医療費支給制度を実施しています。

○本市の生活保護世帯の状況は、平成27年度末で703世帯976人であり、人口1,000人当たりの生活保護受給者数は13.8人となっています。現在と同じような経済・社会情勢が続く限りにおいては、生活保護受給者数は横ばいかやや増加傾向で推移すると考えられます。そのため、制度の適正な実施に努めるとともに、生活困窮者に関する情報を把握するため、市民に対する制度の周知を行い、関係機関及び民生委員・児童委員との連携を図っていくことも重要となっています。

○本市の国民健康保険の加入者は、平成27年度において19,483人で、総人口の28.5%を占めています。国民健康保険は市民の健康と医療の確保に重要な役割を果たしていますが、加入者の高齢化や医療費の増大により極めて厳しい財政運営を強いられています。

●ひとり親世帯への支援

- ①ひとり親世帯への相談体制を充実します。
- ②生活安定、自立の促進のための支援を行います。

●低所得者への支援

- ①生活困窮者に対する相談体制の充実を図ります。
- ②生活保護制度の適切な実施により、受給者の生活の援護を行います。
- ③民生委員やケースワーカーなどによる生活相談・指導の充実を図ります。

●国民健康保険制度の充実

- 国民健康保険財政の健全化を図り、制度の充実に努めます。
-

(16) 快適な暮らしが出来る生活基盤の整備

○本市の水道水は、一部原水として利用している磯鳥及び村矢加部の地下水を滅菌した浄水と福岡県南広域水道企業団からの浄水受水により供給しています。

○本市における上水道普及状況は、平成27年度において給水区域人口 68,279 人に対して給水人口 65,368 人で普及率 95.7%となっていますが、平成18年度以降給水人口は微減傾向にあります。上水道事業の経営は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としているため、少子高齢化による人口減や節水意識の浸透等によって給水人口や給水量の減少が見込まれる中で、老朽化した施設や管路の耐震化等を進めていかなければならず、今後水道事業経営に際してはより一層計画的な設備投資を行っていく必要があります。

●水資源の確保と水質の保全

- ①上水道の安定供給のため、複数の水源を確保し、安定的な供給を行います。
- ②市民の安全のため、水質の保全に努めます。

●計画的な設備投資と経営の安定

- ①老朽化した管路や施設の計画的な更新を行います。
- ②将来の給水人口の減少もにらみながら経営の安定に努めます。

○本市は、河川と有明海に囲まれ、自然環境に恵まれているところですが、その良好な自然環境がすこしずつこわれてきています。本市が将来にわたって発展していくために、環境をこわさずに、自然と共存できる循環型社会をめざす必要があります。

○本市のごみ処理については、現在稼動しているクリーンセンターが老朽化し更新の時期を迎えているため、新たにみやま市と共同で新しい焼却施設を整備することとしています。また、本市独自で新たなリサイクル施設を整備する予定です。

○本市のごみの排出量は減少傾向にあります。今後さらに減量化、再資源化等を進め、ごみの排出量を抑制するため、市民と一体となって、使い捨てる生活の見直し、リサイクル品目の拡大、生ごみの堆肥化などの取り組みを進めていく必要があります。

○今後、環境の負荷を軽減する新エネルギーの推進や自然環境の保全、環境と調和した生活の改善などを総合的にまとめた「環境基本計画」の改訂とあわせ、ごみ減量化のための「柳川市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行っていく必要があります。

●ごみ処理の推進

- ①みやま市と共同で新しいごみ焼却施設の建設を進め、また本市独自でリサイクルセンターを建設します。
- ②ごみの減量化、再資源化を進め、ごみ排出量を抑制することによって循環型社会の実現

を目指します。

●柳川市一般廃棄物処理基本計画の見直し

ごみ減量化のための「柳川市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行います。

○本市では、水質や自動車騒音などの調査を定期的に行っていますが、環境に関する相談は年々増える傾向にあります。

○ごみの野外焼却（野焼き）は平成13年に施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正によって禁止されましたが、未だに野外焼却や不法投棄等の行為は後を絶ちません。

○飼い犬の糞の放置や放し飼い、野良猫への餌付け等、ペット等の飼い主の一部のマナー違反も見られます。そのほか、畜舎や撤去後のノリ網等から発生する害虫について、管理者とともに対策を行う必要があります。

○住民の自主的な活動として、クリーン連合会を中心に一斉清掃や害虫駆除等が行われており、団体の連携強化の促進と支援を行う必要があります。

○そのほか、道路や水路の清掃等を通じて環境を守るボランティア団体も多数設置されていることから、より一層活発な活動が行われるよう支援していくことが必要です。

○本市では、若年層の市外転出等の影響もあり、居住者がいなくなったまま適正に管理されなくなった空き家が増えています。

○管理されない状態が長く続いた空き家は防災、衛生、景観等において、周囲の地域住民の生活環境を損なっていて、こうした空き家に対する相談も多く寄せられています。

○平成27年には「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されていて、市ではこれに基づき、空き家の所有者に対して適正な管理をお願いするとともに、空家等の利活用を促しています。

●ごみの野外焼却及び不法投棄の防止に向けた取り組みの充実

①市民との協働により監視体制の充実を図ります。

②モラル向上のための啓発活動の充実を図ります。

●ペットの適正な飼育に向けた啓発活動の充実

ペットの放置・放し飼いや野良猫への餌付け等、マナー違反に対する啓発活動に取り組みます。

●清掃活動及び害虫対策の推進

クリーン連合会を中心に団体の連携強化と支援の充実を図ります。

●空家対策の推進

①空家の適正な管理を所有者をお願いするとともに、危険な特定空家については所有者の協力を得て解体を促進します。

②空家の流通を促進するとともに、移住・転入者の受け皿としての利活用を促します。

○本市の葬祭場（火葬場）については、一部事務組合で運営する有峰苑により火葬を行っているが、施設の老朽化のため、新施設の建設が必要となっています。

○本市では墓地の管理に関するルールがないため、新たなルールづくりが求められています。

●本市の葬祭場については、みやま市との一部事務組合により、みやま市に新施設を建設します。

●墓地について、適正な管理がなされるような仕組みづくりを進めます。

(17) 安全、安心のまちづくり

○消費生活を取り巻く環境は、インターネットを利用した取引の増加や、クレジット販売、通信販売、訪問販売等、多様な形態があり、消費者の利便性が向上する一方で、取引に関するトラブルも発生しています。さらに、高齢者や若者を狙った架空請求などの悪質商法も増え、社会問題化しています。

○消費者被害防止のため、消費生活相談体制の充実に努めるとともに消費者教育の推進及び消費生活の基礎知識等の普及啓発の充実に努めることが必要です。

●消費者保護の充実

①高齢者や若者を対象に、悪質商法等消費者トラブルの実態等の情報提供やトラブルに巻き込まれないための心構え等の普及啓発に努めます。

②消費生活相談体制の充実に努めるとともに、消費者教育及び消費生活の基礎知識等の普及啓発の充実に努めます。

○本市の市域のほとんどは海拔0～4mの平坦地で、周囲を河川や有明海に囲まれているため、高潮や河川の氾濫等による水害を受けやすい地域です。平成24年九州北部豪雨で大きな被害を受けたこともあり、市民の防災に対する意識も高まっています。

○災害被害の予防のため、ハード面では海岸の高潮対策や河川の改修、整備、防災無線の整備等、ソフト面では自助、共助による地域の防災力を高めるための自主防災活動の強化が必要とされています。

○本市では、避難行動要支援者である高齢者、障害者等が多く、日頃から多くの住民が参加する自主防災活動を推進していく必要があります。

○災害後についても、被災した住民が速やかにもとの生活に戻れるように、効率的、効果的な復旧、復興活動が行われることが必要です。

○市民に対する災害情報の提供については、メールを活用した災害情報配信システムが稼働しています。

○火災に対しては、常備消防については高層建築物に対応する梯子付消防自動車等や消火栓等の消防設備が、非常備消防では計画的な訓練や、消防自動車や詰め所の計画的な整備が求められています。また、消防団員の世代交代により経験の浅い団員が増えているため、計画的な訓練等を実施していく必要があります。

○救急は高齢化の進展とあわせるように出場件数が増加しており、体制強化を図るとともに、福祉部局や関係機関と連携して地域包括ケアシステムに積極的に関与していく必要があります。

●防災対策の整備充実

- ①地域防災計画、水防計画、国民保護計画の策定により災害時に速やかに行動できるよう、防災体制の整備充実を図ります。
- ②災害の発生状況や避難勧告などを、市民全てに速やかに伝達できる情報システムの充実を図ります。
- ③相互扶助の気運醸成により、震災のような市全体にわたる災害に対し、自主的かつ地域ぐるみで救助活動ができる自主防災組織の育成を促進します。また防災に対する知識や災害時の避難経路、洪水ハザードマップ※の提供など情報提供や研修、訓練を行い、防災意識の高揚を図ります。

●消防救急体制の整備充実

- ①市民の防火意識の高揚に努めるとともに、事業所などに対する防火指導や危険物の取り扱い指導、高齢者世帯の防火診断など火災予防活動に努めます。
- ②市民に対して、消火器や自動体外式除細動機（AED）※の講習会や訓練を受ける機会を増やし、受講を促します。
- ③建物の高層化や高度な救命行為に対応できる資機材装備の充実を図ります。

※洪水ハザードマップ・・河川等が氾濫した場合に備えて、地域住民がすばやく安全に避難でき、被害を最小限に抑えることを目的に、想定浸水・氾濫、避難場所、避難経路の位置、情報入手方法などの各種防災情報を地図上に明示したものです。

※児童体外式除細動器（AED）・・心停止の際に電気ショックが必要かどうかを判断し救命の手順を音声で指示する心臓電気ショックの器械です。平成16年7月1日から、医療関係者でなくても使用できるようになりました。

○本市では、市民と関係機関、行政、警察が連携して毎週金曜日に「一斉街頭活動」を行う「安全で安心できるまちづくり」に取り組んだ結果、以前より犯罪発生件数は大きく減少しました。この活動は様々な団体や個人の人たちが、防犯活動の姿を見せることで、犯罪・事故の抑止を図ろうとするもので、現在では活動も広がりを見せ、曜日を問わず登下校の見守りなどに多くの市民が協力をしています。今後も地域やコミュニティの自主的な活動として、このような活動を進めていくことが必要です。特に、最近では子どもが被害者となる事件が増えており、地域で子どもを守り育てる環境整備を推進していくことが求められています。

○交通事故については、高齢社会の進行により加害者、被害者ともに高齢者である事故が増えつつあり、今後は高齢者を対象に、運転者や歩行者の安全教育やマナー向上を図ることが求められています。また、自転車通学の生徒に対する安全指導や、道路の危険箇所に対して防護柵や道路反射鏡などの交通安全施設の整備、道路の改良等、交通環境の整備を進めてい

く必要があります。

●防犯体制の充実

- ①広報紙やホームページを通じた啓発活動を行い、市民の防犯意識の向上を図ります。また、警察や防犯協会など関係機関と連携し、地域防犯体制の充実を図ります。
- ②子どもの安全を確保するため、学校、家庭、地域、行政、警察が一体となって活動を行っていきます。また、危険箇所マップの更新や防犯ブザーの配布など、子どもたちに対しても意識啓発を行っていきます。
- ③通学路や地域の危険箇所など、必要な場所に防犯灯が設置されるように努めます。また、緊急に対応すべき事案が発生した場合に警察、行政、教育委員会、関係機関などがすぐに対応できるように緊急連絡体制の整備を促進します。

●交通安全の確保

- ①警察や関係機関と連携して、保育園、幼稚園、学校、企業、各種団体などで実施されるあらゆる機会を捉えて交通安全意識の高揚を推進します。特に高齢者や児童など交通弱者に対しては、一層の交通安全教育を実施していきます。
 - ②交通事故防止と歩行者などの安全確保のため、交通量が多い道路や事故が多発している道路、通学路を中心に歩道の設置やカーブミラー、防護柵などの交通安全施設の整備、充実を図ります。
-

(18) 柳川に適した企業誘致と地場企業のビジネスチャンスの拡大支援

○若者の人口流出は、地元の雇用が少ないことが1つの要因となっており、地場企業の振興は、雇用の創出につながります。そのためには、経営戦略をもった商品の開発と販路拡大が必要であり、異業種や同業者の連携による強固なブランドを確立していかなければなりません。

○市内の農水産物を使用した商品開発を行い、異業種交流や産業間の連携を図り、その結果、商品開発の意欲が向上し、独自でお土産商品の開発を行う事業者も増えてきています。さらに事業者のスキルを磨くため、ターゲットにあった商品コンセプトやデザイン、価格設定、表示ラベルや知的財産権の法的整備などの講座や商品開発から販路拡大までの支援の充実が必要です。

○観光客や地元市民にも親しまれる販売、休憩を備えた情報発信拠点として、特産品を扱うアンテナショップ「おいでメッセ柳川」を平成23年に設立しました。また、アンテナショップや市内の事業者で、首都圏や福岡都市圏の百貨店やイベントに出展し、バイヤーと商品・事業者をつなげたり、出展補助と併せて商談会の情報提供を行うなど販路拡大の支援をしています。

○また、商店街の垣根を越えた市内事業者の取組みである、市内統一ポイントカード「やなぼ」事業やプレミアム商品券発行事業を支援、推進するなど市内における消費の喚起を図ることも必要です。

●地場企業の発展による地域活性化

地場企業の振興を図り、経営拡大を支援することで、雇用の創出を図ります。

●地場企業に対する経営相談・支援の強化

地場企業の経営強化のため、経営相談やネットや海外などの販路拡大、商品開発など支援を行います。

●市内消費喚起による地場企業の活性化

市内統一ポイントカード「やなぼ」事業やプレミアム商品券発行事業を支援することで市内消費喚起を図り、地場企業の活性化を図ります。

○本市の工業の状況は、平成26年度の事業所数（従業者4人以上）が160所、従業者数は3,138人、製造品出荷額は約479億円です。事業所を業種別にみると、水産物などの食料品製造業が38.2%、生産用機械製造業が17.6%、次いで家具・装備品製造業や金属製品製造業が7~8%台で続いています。本市の製造品出荷額は、平成21年からの5年間で40.1%減と大幅に落ち込んでいます。業種別にみると、食料品製造業は安定しているものの、ほとんどの業種で減少傾向にあります。1事業所当たりの従業者数は19.6人（県平均の約52%）、

〔基本目標〕柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

製造品出荷額は 299 百万円（県平均の約 20%）、従業者 1 人当たりの製造品出荷額は 1,525 万円（県平均の約 38%）と生産性も低位になっています。

○本市には中小規模の事業所が多く、また工場の集積地はなく事業所が点在している状況です。また、地域の景気の低迷や後継者不足等の課題もあり、地場企業の経営体質を改善し、持続可能な産業を確立することが求められます。

●基盤整備の推進と事業拡大支援による工業の振興

産業の集積を図るなどの基盤整備を推進し、事業拡大や生産性の向上のための機械導入などの支援を行います。

●相談体制の充実

企業訪問等により、情報収集や相談体制の充実を図ります。

○本市の人口減少は、高校卒業後の進学や就職を契機とした若年層の転出が大きな原因で、市内には、大きな雇用力を持つ大企業がほとんどなく、雇用の受け皿が十分でないという現状があり、市内の雇用の場の確保は、喫緊の課題となっています。

○安定した就労機会が地元で提供されるためには、雇用を受け入れる企業の立地促進や、自ら雇用を生み出す創業に対する支援が必要です。そのため、地元企業の事業拡大等に対する支援に加え、外部から企業が進出しやすい、市内での創業がしやすい条件整備などに積極的に取り組まなければなりません。また、テレワークやフリーランス、クラウドワーキングなどの新しい働き方を想定した取組みも必要になっています。

●企業誘致の推進

外部の企業が進出できる土地あっせんや誘致活動を進めます。

●企業が進出、創業しやすい条件整備の促進

用途地域や農業振興地域の見直しなどにより、計画的に企業団地等の産業拠点を検討することや新たな働き方を想定した取組みを進め、進出・創業しやすい条件の整備を図ります。

●地元高校や大学との連携と交流促進

地元高校や大学、関係機関と連携しながら、インターンシップ制度を確立し、地元雇用の定着を図ります。また、柳川の良さや職場などの地元を知ってもらい、将来的に帰ってもらうための取組を進めます（地元学の推進）。

○既存産業の新たな発展のためには、生産の枠を超えた交流・発信の取組みが不可欠です。そのためにも人材の掘り起こしと産業間の連携強化が必要です。

○また、既存の商品については、商品そのものを PR するだけでなく、商品の質や生産者

〔基本目標〕柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

の思い、市民の暮らしの中で受け継がれてきた歴史文化町並みなど地域性と合わせて情報発信を行うことで付加価値を付け、ブランド力の向上を図る必要があります。

○特産品や地域資源を活用した集客と交流は、地域一体となることで、相乗効果が期待できます。産業間や異業種の連携だけでなく、同業者が団結することで、さらに強固なブランドを確立していかなければなりません。

○地域の所得向上と稼ぐ力を強化し、持続的な地域活性化を図るためには、産業を跨いだ人材の掘り起こしや、企画・運営ができるコーディネーターとなる人材育成が必要不可欠です。

○また、鰻、お菓子、醸造、海苔など一緒に物産展に参加する事で、柳川全体のイメージを発信しながら異業種交流を図りました。観光と連携することで、マーケットが広がり、新たな需要が産まれるため、観光と併せた産業 PR を進めて行く必要があります。

●異業種交流促進

異業種と交流することで、新たなアイデアや地域資源を活かした商品開発、ビジネスチャンスの拡大を促し、相乗効果を高めて柳川の地場企業の振興を進めます。

●産業間連携組織の充実

異業種との連携を強化し、有機的な連携を行う組織の充実を進めます。

●販売拠点の検討

オール柳川で販売・PRできる販売拠点の整備を検討します。

(19) 魅力ある店舗開業、起業支援による商業の活性化

○本市の平成25年度の産業別市内総生産は、総額約1,949億円の内、第1次産業が約119億円（構成比6.1%）、第2次産業が約400億円（構成比20.5%）、第3次産業が約1,414億円（構成比72.6%）となっています。第3次産業の内、卸売業・小売業が約199億円（構成比14.0%）、サービス業が約369億円（構成比26.1%）を占めています。

○平成26年の市内の事業所数は3,147所、従業者数は24,550人で、その内最も多い業種は、卸売・小売業となっており、事業所数は全体の約30%（719所）、従業者数は約20%強（4,210人）を占めていますが、事業所数と従業員数は、年々減少傾向にあります。

○平成26年の小売業1店当たり年間販売額からみた本市商業力水準は、年間販売額8,403万円と県平均の1億5,277万円の約55.0%と低くなっています。また、市の年間販売額は10年間で約25%減少しています。

●新規創業支援の強化による商業・サービス業の活性化

新規創業に対する支援の強化により事業所数や販売額の増加を図り、商業・サービス業の活性化を図ります。

○市内には、柳川、西鉄通り、沖端、中島の4つの商店街があります。全国的に商店街の空洞化が進んでいる中、本市でも経営者の高齢化や後継者不足、店舗の老朽化がみられるとともに、商店街内の空き店舗が急増しています。景気の低迷や人口減少などにより市場規模が縮小している上、消費者のニーズも郊外型大型店舗などへ流出しています。本市の商店街や個人商店を取り巻く環境は年々厳しくなっており、個店それぞれの魅力向上とともに、各商店街とも余所にはない独自の取組みで集客を行っていくことが課題となっています。

○近年、高齢化、高度情報化、生活様式の多様化などの社会背景を受けて、様々な新しい消費者ニーズが生まれ、それに対応するために新しいサービスが生まれています。そうした新しいサービス業を育成し、支援することは本市経済の底上げには欠かせないものになっています。そうした新しいサービス業の起業や創業を促進するとともに、商店街の空き店舗活用や創業者が开店しやすい仕組みをつくり、商店街や個人商店等を活性化する取組みも求められます。

●空き店舗の有効活用と個店の魅力向上による商店街の活性化

空き店舗の有効活用を図り、各個店の魅力を向上させるサービスの充実や独自の商品開発など取組みを支援することで商店街の活性化を図ります。

●個人商店の魅力向上

個人商店等の経営相談や商品力強化の支援を行います。

（20）強いブランド力に支えられた観光業による稼ぐ力の向上

○国では、「観光先進国」に向けたアクションプログラムが策定されるとともに、国、九州においては、観光を基幹産業とする目標が掲げられるなど、成長戦略と地方創生の柱の一つに位置づけられています。そのため、国内旅行の需要喚起に加え、2003年に外国人旅行者を増やすための「ビジット・ジャパン・キャンペーン」が始まり、インバウンド需要を増やす様々な施策が功を奏し、2015年の訪日外国人旅行者は1,974万人、消費額は3兆5千億円と過去最高を記録しました。今後、2020年には訪日外国人旅行者数を4,000万人に、消費額を8兆円とする目標が掲げられ、「明日の日本を支える観光ビジョン」に重点施策が示されたところです。

○本市の観光施策は、平成21年度を初年度とする10カ年計画「柳川市観光振興計画」に基づき、短期、中期、長期期間ごとに「市観光まちづくり推進委員会」を立ち上げて事業を振り返り、優先的に取り組むべき事業を展開しています。

○本市の観光入込客数は、平成23年から一貫して増加しており、平成27年には137万人となっています。また、外国人旅行者数も飛躍的に増加しており、平成27年には15万人と過去最高となっています。

○観光客の動向については、観光スタイルが団体旅行から個人、グループ旅行に移行し、旅の目的や旅先での過ごし方のニーズも名所旧跡を巡る「物見遊山型」から、その土地ならではの食や伝統文化などを「体験」するメニューが求められています。

○また、インターネットの普及により、旅行前の手配や旅行先の情報収集をはじめ、旅行中には世界に向けて情報発信される時代となり、情報化の進展に適應できる環境づくりが求められています。

○国内外の環境が変化する中、本市にお越しいただくお客様のマーケットは確実に広がっています。まずは、九州や福岡と足並みを揃えながらマーケット分析し、ターゲット層に情報をきちんと届け、交流人口を増やすための効果的な誘致・プロモーション事業を展開する必要があります。このため、本市の魅力や「何ができるのか」といった情報をはじめ、交通アクセスの利便性など、ターゲット層のニーズに沿ったテーマ性やストーリー性をもった企画商品造成が求められます。

●効果的な誘致事業の展開

ターゲット層に響く事業の企画立案ときちんと情報が届く効果的な情報発信を行い、誘致事業を促進します。また、柳川観光大使や柳川キャンペーンレディ「水の精」などによる本市の知名度とイメージアップを図ります。

●観光客誘致による市内観光消費額の増大

観光客のニーズに沿ったお土産品や食事や体験メニューの開発を行い、消費額の拡大を図ります。

〔基本目標〕 柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

○平成 25 年に立ち上げた柳川フィルムコミッションの事業においては、他市と連携をとりながら、映画、ドラマ、CM など様々な撮影支援を行っており、近年では韓国のミュージックビデオや台湾のテレビ撮影のロケ地にもなっており、国内のみならず国外への柳川の魅力や情報発信を行っていますが、撮影を支援する側の人材不足という一面もあり、今後、組織体制の強化が課題となります。

○また、企画商品数を増やすことと並行して、受け入れの質を高めて滞在時間を伸ばし、市内消費を増やして経済波及効果を高めることが重要です。平成 26 年に実施したお客様アンケート調査によると、お客様の満足度は 74.5% と高い結果でしたが、訪問理由の 43.2% を占める川下りや掘割、景観についてなど 10 年前から改善要望事項が変わっていません。国内外のマーケットが広がる中、遠方からのお客様ほど期待度合いが高まり、特に、お客様は「水郷柳川」に期待して来られているため、これを裏切らない、がっかりさせないまちづくりが大切になります。お客様の期待に応えることでリピーターを増やし、柳川ファンをつくるため、地域の総力による受け入れ態勢づくり（DMO 組織など）が求められます。

○九州、福岡を中心とした広域連携によって事業を効果的に進めることも重要な視点です。特に、インバウンドや MICE、クルーズ船寄港、LCC 就航といった観光需要は増加傾向にあるため、広域連携による展開が求められる時代となっています。

●観光客の満足度を高めるための受け入れの質の向上

改善要望事項（案内板の整備や移動手段、お土産品の開発）に対応し、観光客の満足度を高める受け入れ態勢の向上を図ります。

●観光まちづくりを担う組織（DMO など）づくり

共感した市民を主軸としたワンストップで柳川の観光を案内できる組織づくりを進めます。また、観光ボランティアガイドの育成も行います。

(21) ブランド確立による稼ぐ農漁業への転換

○国内の農業・農村を取り巻く状況は、基幹的農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加、農業所得の減少等が進行するなど厳しさを増しており、これらを克服し、未来への活力を取り戻すことが喫緊の課題です。このため、農業の構造改革を加速するとともに、輸出拡大や6次産業化等農業を産業として強化し、農業農村の所得の増大を目指すことにより、若者たちが希望を持つことができる農業・農村を創り上げることが必要です。

○このような状況をふまえ、政府は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等において、「今後10年間で農業・農村の所得倍増を目指す」こととし、これに向けて、農業生産額の増大、6次産業化等を通じた農村地域の関連所得の増大に向けて、様々な施策を推進することとしています。

○本市の農業は、土地利用型農業である米・麦・大豆を中心にナス、イチゴ、アスパラガス、トマトなどの施設園芸野菜やレタス・オクラなどの露地野菜に、ブドウや、イチジクなどの果樹なども生産が盛んです。また肉用牛や乳用牛、養鶏の畜産も行われています。

○しかし、農作物の生産は天候などの影響を受けやすく、生産額や所得額は年ごとにばらつきがあるため、経営安定のために限られた土地資源を最大限に活用した農業経営を展開し、農家所得の向上を図らなければなりません。また、塩害対策や有害鳥獣対策を引き続き実施する必要があります。

○農業の振興を図る上で、生産基盤の整備は不可欠です。都市計画との整合性を図り、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域整備計画を見直し、適正な土地利用や農業生産基盤の整備、農地の保全・集約化を推進する必要があります。さらに、農地中間管理事業による農地の集約化や農業経営の法人化に取り組み、担い手への農地の集積と耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化を図ります。

○農業基盤整備は、圃場整備事業を中心に整備が進められており、平成27年度で4,050haの内、整備率は71.5%となっています。今後は、優良農地の保全や農地の流動化を進めるとともに、農業用排水路や農道などの整備を進める必要があります。

●農業生産基盤の整備と充実

①農業振興のための計画見直し

優良農地を確保するため、農業振興地域整備計画を見直し、適正な土地利用を進めます。

②優良農地の保全・確保と農地流動化・集約化の促進

優良農地を保全・集約化するため、捕縄整備を進めます。また農業経営法人などの担い手の経営安定化のため、農地の集約化に努めます。

③農地・用排水施設・道路の適切な管理

耕作放棄地の解消や用排水路・道路を適切に管理し、農作業の環境向上を進めます。

④塩水対策、有害鳥獣対策

農産物の塩害を防止するための塩水対策や、食害を防止するための有害鳥獣の駆除などの対策に努め、農作物生産の安定を進めます。

○近年の消費者ニーズの多様化に伴い、廉価で多売型農産物と高価で安全・安心型農産物の二極化が進む傾向にあり、生活様式や消費活動の変化に対応した売れる農作物づくりが欠かせません。このため、明確な産地づくりの方針を定め、農産物の高付加価値化やブランド化、多様な流通体制の確立、販売体制の強化などが必要になります。また、国内外での地域間競争の時代の中、流通・販売体制の強化と産地PRも求められます。

○また、農業への影響が懸念される、環太平洋経済連携協定（TPP）については、関係国の動向を注視しながらも適切な対応をする必要があります。

○農業は、水産業とともに本市を特徴づける産業として市民の理解が必要なため、地域や学校と連携した地産地消運動の展開や食育の推進、食農教育、グリーンツーリズムを推進していくことが求められます。

●農産物の生産・流通体制の強化

①安全・安心な農業の推進

農産物の減農薬・減化学肥料栽培や生産履歴記帳（トレーサビリティシステム）※など安全・安心な産地づくりを促進します。

②農産物の高付加価値化

柳川産農産物のブランド化や6次産業化による加工品の開発など農産物の高付加価値化を促進し、所得向上に取り組みます。

③販路の拡大と流通体制の強化

直売所の整備や軽トラ市の開催など、生産者が消費者と直接結びついた市場の開発と海外やネット販売などの新たな市場への販路開拓を支援します。また、産地としてのPRを促進します。

④園芸農業・土地利用型農業の推進

ナス、イチゴ、アスパラガス、トマトなどの生産量の拡大を図り、施設園芸の振興を促進します。また、米麦大豆の生産効率の向上を図り、土地利用型農業の振興を促進します。

⑤食育及び食農教育の推進

農産物を育て、収穫する食農教育や地産地消などの食育、市民農園、グリーンツーリズムなどを通じた農業への理解と啓発に努めます。

⑦畜産振興

生産履歴記帳（トレーサビリティシステム）※など安全に配慮し、地域社会に調和した畜産の振興を図ります。

〔基本目標〕 柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

※生産者が、基準に基づいて生産活動（生産工程管理）を行った内容を記帳し、生産物を販売する際に消費者や取引先に対して生産情報を開示する取り組みの記録。生産物の安全を確保するとともに、消費者や取引先への安全・安心の提供、さらには産地の食の安全・安心に対するリスクマネジメントの機能も持つ。

○有明海は、これまで、筑後川や矢部川をはじめ大小の流入河川の影響を強く受けて栄養塩に富み、優れた生産力を持ち、沿岸水産業者の生活を支えてきました。しかし、昨今、植物性プランクトンの異常発生による赤潮の発生回数の増加や漁場環境の悪化など有明海では異変が生じ、ノリ養殖の生産や魚介類の水揚げに影響を及ぼしています。

○この対策として、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」や「有明海再生に関する福岡県計画」により、海域の特性に応じた環境の保全や改善、海底陥没対策の覆砂により水産資源の回復による水産業振興が進められています。

○本市を特徴づける水産業を振興するため、水は循環しているという認識のもとに、わたしたちの生活を環境への負荷を軽減するものに改めるとともに、沿岸自治体や有明海に流れ込む河川流域の自治体、関係団体との連携による有明海の再生に向けた取り組みが必要です。

●有明海の再生

①関係機関への要請と連携強化

赤潮の多発や環境悪化に関して、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」や「有明海再生に関する福岡県計画」を最大限に活用しながら原因調査や研究を行い、再生に向けた取組みを国や県に要請、連携強化を進めます。

②市民への意識啓発と関係自治体との連携

有明海に注ぐ河川や水路の水質浄化、山と海との交流などを進め、市民への啓発や関係自治体と連携した取組みを進めます。

③漁港・漁場環境保全の推進

流出ごみ、廃船、漁業系廃棄物などは関係機関と一体となり適正な処理を行い、漁港や漁場の環境保全を推進します。

④海底陥没対策の促進

漁場生産基盤を復元するため、陥没箇所を早期埋め戻しや覆砂など国県などの関係機関に要請します。

〔基本目標〕柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

○市内には、浜武、沖端、柳川、両開、皿垣開、山門羽瀬、有明、中島、大和の9漁業協同組合があり、平成24年6月に福岡県有明海漁連と福岡県有明海海苔共販漁連が合併し、新たに福岡有明海漁業協同組合連合会としてスタートしました。この合併により事業部門の充実強化とともに、傘下漁協への指導力の向上が図られたところです。

○ノリ養殖業は、全国の市の中では佐賀市に次いで第2位の生産量を誇っています。この10年間、枚数で見ると8億枚台から11億枚台、金額で見ると85億円台から135億円台を推移しているように、天候の影響や、河川からの栄養供給に大きく依存しているため、経営は不安定な状況です。また、安い外国産輸入品への対策も大きな課題です。

○そこで、柳川市が全国有数の美味しい海苔の産地であることの知名度を上げるために「柳川産海苔」のブランド化事業を展開し、高付加価値化や新商品の開発を展開することが必要です。さらには、共販体制の充実、新たな販路の開拓などを進め、生産・流通・販売体制を強化することが求められています。特にこれからは漁業者組織自らが販売し、産地の認知度向上に努め、また、観光を結びつけた6次産業化を進めることも必要です。

●水産物の生産・流通体制の強化

①外国産ノリの輸入対策

韓国や中国からの海苔の輸入増加に対する対策を推進します。

②販路拡大と流通体制の強化

共販体制や直販、海外などの新たな流通・販路開拓に努め、販路拡大を促進します。

③ブランド化の促進

柳川産水産物のブランド化を進め、国内外における競争力を図ります。

④水産物の高付加価値化

6次産業化を推進し、高付加価値な商品開発を行い、所得向上に努めます。

⑤漁協と漁協系統組織の再編への支援

経営指導や漁業活動の支援を積極的に行える組織づくりを支援します。

⑥指導体制の強化・充実

福岡県水産海洋技術センター有明研究所等の関係機関と連携して資源管理技術や生産面・経営面の指導の充実を図ります。

○基盤整備面では、機能的な漁業団地の整備を進めるとともに、個人経営から協業化への転換をさらに進めなければなりません。協業化を図ることで、資本施設のコスト削減や労働力の軽減、所得の向上と経営体質の強化となることで、息の長い漁業経営が期待されます。まさに、このことが後継者の育成へと繋がっていくのです。また、ノリ製造時に発生する排水により園芸作物などへの影響、及び異臭問題は、漁業団地を集落から離れたところへ集めることで改善されます。

●漁業団地の建設と協業化の推進

①ノリ生産基盤の充実

海苔養殖の計画的な管理を進め、作業効率が向上するよう荷揚げ場や加工施設などを一体化した漁業団地の整備を進めます。

②生産環境の向上と水質の保全

海苔加工施設や資材置き場を集約化し、漁業者の生産環境の向上を図るとともに地域住民への生活環境の向上を図ります。また、加工処理水の適切な処理を図り水質保全を図ります。

③協業化による生産効率性の向上

協業化により生産効率の向上と作業時間の短縮や就労環境の向上を図り、経営の安定化と労働環境の改善を図ります。

○一方、魚介類の漁獲量をみると、魚類は年々減少し、貝類についても不安定な状況です。これも有明海の生産力が落ちていることが第一の理由に考えられ、また、資源管理が一部で行われてこなかったことも大きな理由と考えられます。閉鎖的内湾で狭い漁場を高度に利用するとともに、覆砂により増殖場を造成し、干潟機能を回復させて底質改善や底生生物生育基盤の整備を進めていく必要があります。特徴ある有明海区の実態や漁場の特性をふまえ、関係機関や関係団体と連携しながら漁場資源の維持・増大、生産性の高い漁場づくりを目指す「とる漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を促進する必要があります。

○年間の漁業就労は、ノリ養殖業を中心に秋から冬に集中しており、春から夏には貝類等の資源減少もあり出漁日数は少なくなっています。このため、年間を通して漁業就労が可能となるよう、魚介類、特にアサリ等の貝類資源の増大を図るとともに、集出荷事業等による周年漁業体制の確立に努める必要があります。

○本市には、市が管理する久間田、東宮永、両開、有明、皿垣開、中島の6漁港と、県が管理する沖端漁港の合わせて7漁港があり、平成24年度～28年度の漁港漁場整備長期計画に沿って、漁港施設の老朽化対策等を進めてきました。また、平成29年度以降は、施設の老朽化対策を進めていくと共に、新たな計画に沿って整備を進めていく必要があります。また、漁場環境の保全として、廃船や流出ごみ、漁業系廃棄物が出ないようにする対策も必要です。

●水産業の生産基盤の整備

①生産性の高い漁場づくり

覆砂による底質改善や増殖場の造成などにより漁場の機能を回復させ、漁場の生産性の維持向上を図ります。

②漁港と関連施設の整備

漁港漁場整備事業長期計画に基づき、漁港機能を維持向上し、漁船の出入りを容易にするための浚渫を継続して実施します。また、基盤整備のため係留施設や荷揚げ場の整備も進めます。

③つくり育てる漁業の推進

限られた水産資源を有効に活用するため、資源管理型漁業を推進します。また、陸上中間育成施設等の整備に努めるとともに経営安定や漁獲量の増大のため、栽培漁業を推進します。ガザミ、クルマエビ、ヨシエビ、ヒラメなどの種苗放流や放流技術の開発を関係機関や団体と協力して継続します。

④採貝漁業の振興

覆砂による底質改善や増殖場の造成などにより干潟漁場の機能を回復させ、採貝漁業（特にアサリ）の振興を図ります。

⑤周年漁業体制の確立

魚介類、特にアサリの資源の増大を図るとともに、集出荷事業を推進し、周年漁業体制の確立に努めます。

（２２）産業の後継者づくり

○観光サービス業においては、観光入込客数も平成 23 年から一貫して増加しており、平成 27 年には 137 万人となっています。また、外国人旅行者数も飛躍的に増加しており、平成 27 年には 15 万人と過去最高となっています。一方、川下りの船頭を始めとする観光従事者は、年々減少しています。このため、増加する観光客を十分におもてなしする体制が不足する事態が見込まれます。このような状況を踏まえ、新たな観光従事者の確保や後継者の育成を行う必要があります。

●観光従事者の新規就労者の確保と後継者の育成

セミナーや就業相談を行い、観光事業の就労の場を P R し、新規就労者の確保に努めます。また、経営相談等を行い、後継者の育成を進めます。

○農業においては、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の出現などにより、今後農地の適正な保全が損なわれる恐れがあります。

○新たに農業に従事したいというニーズもあるため、新規就農に関する相談や支援制度の充実を図ることも重要です。

○また、農地中間管理事業による農地の集約化に取り組み、担い手への農地の集積と耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化を図ります。

●担い手育成と経営支援、経営所得安定対策の推進

①生産者・生産組織の経営支援と育成

後継者や新規就農者、認定農業者などの担い手を確保・育成するため、関係機関と連携して営農支援に努め、経営体質の改善を促進します。生産組織を強化・育成するため、集落営農から農業生産法人への移行を促進します。

②新規就農者の確保と後継者の育成

経営支援や各種営農類型メニューの周知、就農相談を図り、新規就農者の確保や後継者の育成を促進します。

③就農者支援事業の推進

地域農業の中核となる農業者の育成や担い手の確保と育成に努めます。また、女性や高齢者が働きやすい環境をつくるため、家族経営協定の締結など条件整備に努めます。

〔基本目標〕柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

○漁業においては、市内には、浜武、沖端、柳川、両開、皿垣開、山門羽瀬、有明、中島、大和の9漁業協同組合があり、平成24年6月には福岡県有明海漁連と福岡県有明海海苔共販漁連が合併し、新たに福岡有明海漁業協同組合連合会としてスタートしました。この合併により事業部門の充実強化とともに、傘下漁協への指導力の向上が図られたところです。

○平成10年と平成25年を比較すると、漁業経営体総数は、1,036戸が694戸と15年間で約33%減少し、漁業就業者数は、2,368人が1,681人と約29%の減少になっています。その内、60歳代以上の占める割合は約43%と漁業就業者の高齢化が進んでいます。

○基盤整備面では、機能的な漁業団地の整備を進めるとともに、個人経営から協業化への転換をさらに進めなければなりません。協業化を図ることで、資本施設のコスト削減や労働力の軽減、所得の向上と経営体質の強化となることで、息の長い漁業経営が期待されます。まさに、このことが後継者の育成へと繋がっていくのです。また、ノリ製造時に発生する排水により園芸作物などへの影響、及び異臭問題は、漁業団地を集落から離れたところへ集めることで改善されます。

●人の育成と経営支援

①新規就労者の確保と後継者の育成

若い世代が魅力を感じる施策や技術取得に対する支援に努め、新規就労の確保や後継者の育成に努めます。

②経営支援の推進と就労環境の条件整備

協業化などにより設備投資のコスト削減や就労時間の短縮など、経営体質の強化に対する支援に努め、後継者が育ちやすく、女性や高齢者が働きやすい環境整備に努めます。

③漁業法人化の検討

経営基盤強化や新規就労者の受入先として漁業法人化を検討します。